

令和2年第7回常陸太田市議会定例会会議録

令和2年11月30日（月）

議事日程（第1号）

令和2年11月30日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 議案第68号 常陸太田市職員の給与に関する条例及び常陸太田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第69号 常陸太田市まちづくり振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
- 議案第70号 常陸太田市肉用牛特別導入事業基金条例の廃止について
- 議案第71号 常陸太田市金砂郷地区学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について
- 議案第72号 常陸太田市学校教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について
- 議案第73号 常陸太田市ふるさと水と土保全対策基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第74号 常陸太田市里美風力発電設備解体基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第75号 常陸太田市印鑑条例及び常陸太田市手数料条例の一部改正について
- 議案第76号 常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第77号 常陸太田市里美カントリー牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第78号 常陸太田市子育て支援施設及び山吹運動公園親水広場に係る指定管理者の指定について
- 議案第79号 常陸太田市高齢者生産活動センターに係る指定管理者の指定について
- 議案第80号 常陸太田市総合福祉会館に係る指定管理者の指定について
- 議案第81号 常陸太田市営里美斎場に係る指定管理者の指定について
- 議案第82号 常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第83号 常陸太田市西金砂そばの郷、西金砂湯けむりの郷及び物産センターこめ工房に係る指定管理者の指定について
- 議案第84号 常陸太田市農畜産物等加工施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第85号 常陸太田市道路線の廃止について

- 議案第 86 号 常陸太田市道路線の変更について
 議案第 87 号 常陸太田市道路線の認定について
 日程第 4 議案第 88 号 令和 2 年度常陸太田市一般会計補正予算(第 5 号)について
 議案第 89 号 令和 2 年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)について
 議案第 90 号 令和 2 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)について
 議案第 91 号 令和 2 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について
 議案第 92 号 令和 2 年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算(第 2 号)について
 議案第 93 号 令和 2 年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算(第 2 号)について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
 日程第 2 議案第 68 号(提案理由説明・討論・採決)
 日程第 3 議案第 69 号ないし議案第 87 号(一括上程・提案理由説明)
 日程第 4 議案第 88 号ないし議案第 93 号(一括上程・提案理由説明)
-

出席議員

| | | | |
|------|---------------|------|---------------|
| 14 番 | 川 又 照 雄 議 長 | 5 番 | 藤 田 謙 二 副 議 長 |
| 1 番 | 森 山 一 政 議 員 | 2 番 | 小 室 信 隆 議 員 |
| 3 番 | 菊 池 勝 美 議 員 | 4 番 | 諏 訪 一 則 議 員 |
| 6 番 | 深 谷 涉 議 員 | 7 番 | 平 山 晶 邦 議 員 |
| 8 番 | 益 子 慎 哉 議 員 | 9 番 | 菊 池 伸 也 議 員 |
| 10 番 | 深 谷 秀 峰 議 員 | 11 番 | 高 星 勝 幸 議 員 |
| 12 番 | 成 井 小 太 郎 議 員 | 13 番 | 茅 根 猛 議 員 |
| 15 番 | 後 藤 守 議 員 | 16 番 | 黒 沢 義 久 議 員 |
| 17 番 | 高 木 将 議 員 | 18 番 | 宇 野 隆 子 議 員 |

説明のため出席した者

| | |
|-------------------|-----------------------|
| 大久保 太 一 市 長 | 宮 田 達 夫 副 市 長 |
| 石 川 八 千 代 教 育 長 | 加 瀬 智 明 政 策 推 進 室 理 事 |
| 綿 引 誠 二 総 務 部 長 | 岡 部 光 洋 企 画 部 長 |
| 鈴 木 淳 市 民 生 活 部 長 | 柴 田 道 彰 保 健 福 祉 部 長 |

| | | | |
|---------|-------------|---------|---------------------|
| 根 本 勝 則 | 農 政 部 長 | 小 瀧 孝 男 | 商 工 観 光 部 長 |
| 古 内 宏 | 建 設 部 長 | 磯 野 初 郎 | 会 計 管 理 者 |
| 畠 山 卓 也 | 上 下 水 道 部 長 | 宇 野 智 明 | 消 防 長 |
| 武 藤 範 幸 | 教 育 部 長 | 榊 一 行 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 |
| 岡 田 和 也 | 秘 書 課 長 | 中 野 亘 | 総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長 |
| 江 幡 治 | 監 査 委 員 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|---------|---------|---------|---------------|
| 笹 川 雅 之 | 事 務 局 長 | 富 田 弘 明 | 次 長 兼 議 事 係 長 |
| 小 林 博 則 | 総 務 係 長 | | |

午前10時開会

○川又照雄議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は18名であります。

よって、定足数に達しております。

これより令和2年第7回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○川又照雄議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により

8番 益 子 慎 哉 議 員 18番 宇 野 隆 子 議 員
の両名を指名いたします。

諸般の報告

○川又照雄議長 諸般の報告を行います。

最初に、議長会の経過についてご報告いたします。去る10月7日、高萩市において県北市議会議長会が、同じく16日、つくば市において茨城県市議会議長会が開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました印刷物によりご承知願います。

次に、教育委員会から令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書が、お手元に配付されておりますとおりに提出されておりますのでご報告いたします。

次に、茨城県市議会議長会議員研修会の議員派遣を9月議会で議決いたしておりましたが、11月20日の全員協議会において報告がありましたとおりでございます。

次に、監査委員から令和2年9月、10月及び11月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのおりに提出されておりますのでご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、「地方自治法」第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたのでご報告いたします。

| | | | |
|--------|----------|------------|---------|
| 市長 | 大久保 太一 君 | 副市長 | 宮田 達夫 君 |
| 教育長 | 石川 八千代 君 | 政策推進室理事 | 加瀬 智明 君 |
| 総務部長 | 綿引 誠二 君 | 企画部長 | 岡部 光洋 君 |
| 市民生活部長 | 鈴木 淳 君 | 保健福祉部長 | 柴田 道彰 君 |
| 農政部長 | 根本 勝則 君 | 商工観光部長 | 小瀧 孝男 君 |
| 建設部長 | 古内 宏 君 | 会計管理者 | 磯野 初郎 君 |
| 上下水道部長 | 畠山 卓也 君 | 消防長 | 宇野 智明 君 |
| 教育部長 | 武藤 範幸 君 | 農業委員会事務局長 | 榊 一行 君 |
| 秘書課長 | 岡田 和也 君 | 総務部次長兼総務課長 | 中野 亘 君 |
| 監査委員 | 江幡 治 君 | | |

以上、19名でございます。

市長挨拶

○川又照雄議長 この際、市長より招集のご挨拶を願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 皆様、おはようございます。令和2年第7回の市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から市政の進展と円滑なる運営のために格別なるご高配を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染状況でございますが、全国的に感染者の再拡大が顕著となってきております。茨城県におきましても、11月に入りまして感染者が過去最高を記録するなど感染が拡大をしてきており、11月27日の知事記者会見におきまして、感染拡大が顕著な県南県西の8市町を対象に、不要不急の外出自粛や飲食店等の営業時間の短縮などを要請されたところであります。

本市におきましては、8月以降新たな感染者は確認をされておりませんが、今後、冬季に向かい気温が低下するにつれまして、室内の換気不足や空気の乾燥など、感染リスクが高まることが予想されますことから、市民の皆様には引き続きマスクの着用、うがい、手洗いの励行等に加えまして、室内の換気、湿度管理を行い、体調管理にご留意いただけますように、広報紙や防災無線等で注意喚起を行っているところでございます。

茨城県におきましては、この冬の新型コロナウイルス及びインフルエンザの同時流行に備えまして、発熱患者の相談や診療・検査に対応しますため、県内629か所を診療・検査医療機関に指定し、10月下旬から運用開始をしてきており、本市内18の医療機関につきましても、県の指定を受けまして、同じく10月下旬からPCR検査等に対応しているところでございます。

また、常陸太田市医師会におきましては、1日当たり4件、週5日の地域PCR検査センター

1 か所を開設しまして、12月下旬から運用を開始してまいります。

今後とも、市民の皆様が適切な診療・検査を受けられる体制づくりと、さらなる利便性の向上を図るため、引き続き医師会や関係機関との連携を図りながら、市民の安全・安心の確保に万全を期してまいります。

次に、イベント等の開催につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、これまでのイベント等は全て中止とさせていただきますが、里美かかし祭りにつきましては、73体のかかしの展示をいたしまして、開催期間は検温、手洗い、手指の消毒、アマビエちゃん登録、ソーシャルディスタンスの確保等、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分に行いまして開催をしております。また、竜神大吊橋におきましても、かかし祭り同様、感染防止対策を講じまして、渡橋を実施しているところでございます。

引き続き感染防止対策を十分に行いまして、来場者の安全・安心を確保しながら運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、中止となりました市内小中学校の修学旅行の代替事業につきましては、学校長会議等におきまして協議を重ね、小学6年生、中学3年生とも日帰りの代替遠足といたしまして、9月から11月にかけて、各学校ごとに栃木県那須方面、日光方面等で実施をすることができました。また、瑞竜中学校におきましては、周遊チャーター航空教育プログラムを利用いたしまして、乗務員等の業務見学など2時間のフライトを体験しております。例年の修学旅行までとはいきませんでしたが、卒業前にそれぞれの学校におきまして、何とか思い出づくりができたものと感じたところでございます。

次に、新年を迎え開催を予定しております新年賀詞交換会、消防出初め式、成人式につきましては、参加人数や開催内容等の見直しを行い、感染防止対策を徹底した上で開催する方向で準備を進めているところでございますが、コロナウイルス感染状況の推移によりましては、中止も視野に入れて適切な時期に判断をしてまいりたいと考えております。

続きまして、今回提案をいたします一般会計補正予算の主なものについてでございますが、1つは里美風力発電施設解体費用の積立て、2つ目としていばらき森林サービスの解散に伴います出資金の森林環境譲与税基金への積立て、3つ目として障害者の自立支援給付金の利用増に関わります費用等について計上をいたしますとともに、コロナ禍で中止となりました各種事業等の減額補正につきまして計上させていただきます。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した補正予算といたしまして、1つ目は市議会や社会教育施設など公共施設における感染防止対策の強化、2つ目として脱炭素社会実現のための公共施設等へのEVスタンド設置、3つ目として路線バス、医療機関及び指定管理者等への運営支援、4つ目として企業や個人事業主の移住等を支援いたしますワーケーション受入れ推進について、5つ目としてはGIGAスクール構想の実現に向けましたICT支援員の派遣、6つ目が図書館の宅配サービスに関わる費用等について計上させていただきます。

最後に、本定例会に提案をさせていただきます案件でございますが、条例の一部改正が6件、条例の廃止3件、基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定1件、指定管理者の指定が7件、

市道路線の廃止，変更，認定それぞれ1件，令和2年度補正予算6件，合わせまして26件でございます。

なお，今会期中に人事案件5件を追加提案する予定でございます。

各議案の提案理由につきましては，議題となりましたときに副市長及び担当部長からそれぞれご説明をさせていただきます。

各議案とも慎重にご審議をいただきまして，原案のとおり可決，同意を賜りますようお願いを申し上げます，招集の挨拶といたします。

○川又照雄議長 本日の議事日程は，お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

○川又照雄議長 日程第1，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は，お手元に配付いたしました会期予定表のとおり，本日から12月15日まで16日間といたしたいと思いますが，これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。

よって，会期は本日から12月15日まで16日間と決定いたしました。

日程第2 議案第68号

○川又照雄議長 次，日程第2，議案第68号常陸太田市職員の給与に関する条例及び常陸太田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者に代わりまして，ご説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第68号は，常陸太田市職員の給与に関する条例及び常陸太田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが，職員給与について人事院勧告に準じた措置を講ずることに伴い，本市職員の給与を改正するため，関係条例の一部改正を行うものでございます。改正内容を簡潔にまとめた資料を作成いたしましたので，本日お手元に配付いたしました，令和2年第7回常陸太田市議会定例会議案第68号資料，常陸太田市職員の給与に関する条例及び常陸太田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてをご覧願います。

初めに，条例改正の背景でございます。今回の条例改正は，公務における期末勤勉手当が民間

の支給月数との間に差があることを踏まえ、期末手当の支給月数を改正するものでございます。なお、勤勉手当につきましては、据置きとなります。

1、一般職の期末手当でございますが、現行年間4.5月分のところを0.05月分引き下げ、4.45月分に改正するものでございます。引下げ分は民間の支給状況等を踏まえ期末手当に配分することとし、下段表の網かけにございますとおり、令和2年度は12月期に配分し、令和3年度以降は6月期と12月期に平準化して配分することといたします。表の下段の米印でございますが、再任用職員につきましては据え置くものといたします。

実施時期でございますが、令和2年度につきましては本年12月1日、令和3年度以降につきましては来年4月1日に実施いたします。

次に2、特別職の期末手当でございます。現行年間3.4月分のところを0.05月分引き下げ、3.35月分に改正するものでございます。表の網かけにございますとおり、令和2年度は12月期に配分し、令和3年度以降は6月期と12月期に平準化して配分することといたします。

実施時期でございますが、一般職と同様でございます。

参考でございますが、本条例の改正による給与減少見込額は全体で約1,207万円。一般職員1人当たり平均で1万7,889円でございます。

議案第68号に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

○川又照雄議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第68号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第68号については、委員会の付託を省略することに決しました。

○川又照雄議長 これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。18番宇野隆子議員。

〔18番 宇野隆子議員 登壇〕

○18番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。

議案第68号常陸太田市職員の給与に関する条例及び常陸太田市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

提案理由として、人事院勧告に準じた措置を講ずることに伴い、本市職員の給与を改正するため関係条例の一部改正を行うものであると、このようにあります。人事院は10月7日、国会と

内閣に対し国家公務員の一時金削減を0.05か月分引き下げる勧告を行いました。10年ぶりのことです。また、賃金、月例給は10月28日、官民格差が極めて小さいとして勧告しませんでした。20年度人事院勧告を受け、本市の本改正による給与減少見込額、先ほど資料を基に説明がありましたけれども、この給料減少見込額が約1,207万円、職員1人当たりの平均見込減額が1万7,889円、年齢的には40歳半ばの平均額となるようです。さらに最高及び最低の減額は、最高で2万5,765円、最低で7,530円になると伺いました。一般職で再任用を除く555人の正規職員が減額となります。

私は、市職員組合から人勧への考え、態度や、コロナ禍での職員の勤務状況などについて聞き取りを行いました。以下、私の反対の理由として、新型コロナウイルスの影響で住民が暮らしへの不安を抱えている下で、月例給の据置き、期末手当の引下げには賛成できません。一般職のこの一時金は生活給です。民間が下がっているときに公務員も下げるべきとの議論もあるようですが、公務員の給与引下げは各方面に影響を与え、全ての労働者の賃金引下げを招くこととなります。また、マイナス勧告は、コロナ危機の下で消費税10%増税などと併せて、地域経済にさらに影響を及ぼすこととなります。コロナ禍の下、住民の生命と健康、地域経済を守るために、教育福祉の現場、商業農業の現場を、また、清掃の現場をはじめとして一人ひとりの職員が頑張っている姿を見てきました。こうした職員の頑張りが地域住民の社会生活や経済活動を支えていると思います。

議案が1本になっておりますので断っておきますが、市長はじめ特別職及び議員の一時金引下げには賛成をいたします。

以上で討論を終わります。

○川又照雄議長 以上で討論を終結いたします。

○川又照雄議長 採決いたします。

議案第68号常陸太田市職員の給与に関する条例及び常陸太田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川又照雄議長 起立多数であります。よって、議案第68号については原案可決することに決しました。

日程第3 議案第69号ないし議案第87号

○川又照雄議長 次、日程第3、議案第69号常陸太田市まちづくり振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について、議案第70号常陸太田市肉用牛特別導入事業基金条例の廃止について、議案第71号常陸太田市金砂郷地区学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、議案第72号常陸太田市学校教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、議案第73号常陸太田市ふるさと水と土保全対策基金の設置及び管理

に関する条例の一部改正について、議案第74号常陸太田市里美風力発電設備解体基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、議案第75号常陸太田市印鑑条例及び常陸太田市手数料条例の一部改正について、議案第76号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第77号常陸太田市里美カントリー牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第78号常陸太田市子育て支援施設及び山吹運動公園親水広場に係る指定管理者の指定について、議案第79号常陸太田市高齢者生産活動センターに係る指定管理者の指定について、議案第80号常陸太田市総合福祉会館に係る指定管理者の指定について、議案第81号常陸太田市宮里美斎場に係る指定管理者の指定について、議案第82号常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設に係る指定管理者の指定について、議案第83号常陸太田市西金砂そばの郷、西金砂湯けむりの郷及び物産センターこめ工房に係る指定管理者の指定について、議案第84号常陸太田市農畜産物等加工施設に係る指定管理者の指定について、議案第85号常陸太田市道路線の廃止について、議案第86号常陸太田市道路線の変更について、議案第87号常陸太田市道路線の認定について、以上19件を一括議題といたします。

議案の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

議案書の7ページをお開き願います。

議案第69号から19ページの議案第74号までの6議案につきましては、本市の各基金に関する条例の一部改正等についてでございます。内容につきましては、本日お手元に配付をいたしました資料により、一括してご説明いたします。

恐れ入りますが、A4横長の資料、令和2年第7回市議会定例会、議案第69号から第74号資料、各基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正等に関する資料をご覧ください。

1の提案理由でございますが、基金を有効に活用するため一部改正及び基金の運用を終了するための廃止、並びに必要な資金を積み立てるための制定について、それぞれ議会の議決をお願いするものでございます。

2の整理の背景でございますが、本市ではこれまで事業を円滑に推進するため19の基金を設置し運用してまいりました。しかしながら、これらの基金の中には目的を達成したものや休眠状態となっているものも存在し、今回これらの基金について見直しを行い、将来にわたり有効に活用するため、次の方針に基づき整理を行うこととしたものでございます。

3の整理の方針でございますが、①は目的が類似した基金の統廃合、②は目的達成等により不要となった基金の廃止、③は将来を見据えた基金の拡充、新設でございます。

1は統廃合でございます。

議案第69号は、都市整備事業基金及び土地開発基金を廃止し、まちづくり振興基金へ統合するものでございます。

中ほどの統廃合する背景の欄をご覧ください。

廃止する基金の内容でございます。都市整備事業基金は、都市計画区域内において必要となる

道路、公園、上下水道などの整備を実施するために昭和59年度に設置したものでございます。当該基金の活用状況でございますが、平成20年度の公共下水道事業、これは特別会計へ5,000万円を繰り出し、下河合町公共下水道新設工事等の財源として活用したものでございますが、これを最後に利用がございません。

次に土地開発基金でございますが、国からの通知により、公共事業用地を円滑に取得するため、交付税措置された金額を原資として平成3年度に設置したものでございます。平成15年度に日立電鉄跡地を有効活用するため土地を取得したことを最後に、活用がない状況でございます。

続きまして、統合する基金の内容でございます。

まちづくり振興基金は、イベントの開催やコミュニティ活動への助成など、合併後の一体感の醸成に資する事業を実施するために、合併特例債を財源に平成9年度に設置したものでございます。当該基金の活用状況でございますが、毎年、運用益を市民提案型まちづくり補助事業の財源として活用しております。

整理の方針及び今後の活用でございますが、整理の方針は、まちづくり振興基金における元利償還が本年度で完了することに伴い、令和3年度から当該基金のハード事業への取崩しが可能となりますことから、整理方針①の目的が類似した基金の統廃合に基づき、まちづくり振興基金に都市整備事業基金及び土地開発基金を統合し、将来のまちづくり事業の財源として一体的に活用するものでございます。今後の活用事業といたしましては、引き続き市民提案型まちづくり事業に活用するとともに、今後事業を展開する東部地区開発事業及び山吹運動公園施設整備事業等を見込んでおります。

右側、改正条例の内容でございますが、条例名は常陸太田市まちづくり振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例でございます。

設置の目的を規定する第1条において、地域の振興の次に、アンダーライン部分の「並びに都市施設の効率的な整備の促進」を加えるものでございます。

附則でございますが、本条例は来年4月1日から施行するものとし、第2項において都市整備事業基金及び土地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止し、第3項の経過措置として都市整備事業基金及び土地開発基金の積立金は本基金に属するものとするものでございます。

2ページをご覧ください。

2は廃止でございます。

議案第70号は、肉用牛特別導入事業基金を廃止するものでございます。

廃止する背景でございます。基金の目的でございますが、旧金砂郷町、旧水府村及び旧里美村における肉用牛資源の確保のため、市が肉用繁殖雌牛を購入し、貸付けを希望する農業者に一定期間貸し付けるもので、合併時に旧町村の基金を統合したものでございます。基金の活用状況でございますが、昭和51年度から平成16年12月の市町村合併まで672頭の貸付けがございました。合併後、平成27年度までの11年間の貸付けは44頭と激減し、また、最後の貸付事業の返済が令和元年度までに完了したこと及び同種の事業を民間事業者、JA常陸でございますが、平成28年度より開始しましたことから、今後は活用が見込まれない状況となっております。

整理の方針及び今後の活用でございますが、整理方針②の目的達成等により不用となった基金の廃止に基づき本基金を廃止し、基金残高1,700万4,000円を一般会計へ繰り入れ、農畜産業振興の財源として活用するものでございます。

右側、廃止条例の内容でございますが、条例名は、常陸太田市肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例でございます。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものとし、第2項の経過措置は、本条例施行の際、本基金に積み立てられている基金は一般会計に繰り入れるものとするものでございます。

議案第71号は、金砂郷地区学校建設基金を廃止するものでございます。

廃止する背景でございます。基金の目的でございますが、金砂郷地区における学校校舎の建設及び市債の償還を行うため、旧金砂郷町が平成9年度に設置したものでございます。基金の活用状況でございますが、金砂郷地区における学校建設が終了し、中学校建設に係る市債の元利償還金に充当してまいりましたが、本年度をもって基金の残高がなくなるものでございます。

整理の方針でございますが、整理方針②の目的達成等により不用となった基金の廃止に基づき、本基金を廃止するものでございます。

右側、廃止条例の内容でございますが、条例名は、常陸太田市金砂郷地区学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例でございます。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第72号は、学校教育施設整備基金を廃止するものでございます。

廃止する背景でございます。基金の目的でございますが、平成26年度における旧佐都及び河内小学校売却に伴い、平成2年度から平成5年度までに国から施設整備のために交付された公立学校施設整備費補助金について、国へ返還する代わりに900万1,000円を本基金へ積み立て、学校施設整備事業に活用するために設置したものでございます。基金の活用状況でございますが、平成26年度の設置以降、活用はございません。

整理の方針及び今後の活用でございますが、整理方針②の目的達成等により不要となった基金の廃止に基づき本基金を廃止し、基金残高は一般会計へ繰り入れ、学校施設整備の財源として活用するものでございます。

右側、廃止条例の内容でございますが、条例名は、常陸太田市学校教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例でございます。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものとし、第2項の経過措置は、本条例施行の際、本基金に積み立てられている基金は一般会計に繰り入れるものとするものでございます。

3ページをご覧ください。

3は活用範囲の拡大でございます。

議案第73号は、ふるさと水と土保全対策基金を取り崩し、事業の財源に充当できるようにするものでございます。

活用範囲を拡大する背景でございます。基金の目的でございますが、農村地域の活性化を図るため、基金の運用益金を活用し、土地改良施設の保全と集落共同活動を実施するため平成7年度に設置したものでございます。基金の活用状況でございますが、毎年運用益金を土地改良施設等の維持管理費用の財源に充当しておりますが、低金利により運用益金が年約4,000円と少額となり、運用益金だけでは基金の目的を達成することが困難な状況になっております。

整理の方針及び今後の活用でございますが、整理方針③の将来を見据えた基金の拡充、新設に基づき基金の残高4,120万9,000円を取り崩し、目的とする事業の財源に充当できるようにするものでございます。

今後の活用事業といたしましては、農道や水路の維持管理、親水公園などの農業振興施設の維持管理、農業生産基盤整備、県単土地改良事業への充当等を見込んでおります。

右側、改正条例の内容でございますが、条例名は、常陸太田市ふるさと水と土保全対策基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。題名中「設置及び管理」を「設置、管理及び処分」に改め、第6条を第7条とし、第5条の次に、処分条項として第6条「この基金は第1条に規定する目的の事業実施に必要な財源に充てる場合に限り、その一部又は全部を処分することができる」を加えるものでございます。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

4は、新設でございます。

議案第74号は、里美風力発電設備解体基金を新設するものでございます。

新設する背景でございます。基金の目的でございますが、里美風力発電設備は平成14年に旧里美村が設置し、売電収入を一般財源として活用してまいりました。令和4年度に稼働開始から20年が経過し、機能等が正常に維持される期間を示す設計寿命を迎えることとなります。今後は多大な維持管理費が見込まれることに加え、令和4年8月には電力の固定買取り制度の終了に伴い売電収入が大幅に減額となりますことから、令和5年度に解体することを見据え、解体費の財源として売電収入を積み立てるものでございます。

整理の方針でございますが、整理方針③の将来を見据えた基金の拡充、新設に基づき基金を新設するものでございます。積立計画は、売電収入年額約2,000万円を令和2年度から令和4年度までの3年間積み立て、解体費用相当額約6,000万円を目標とするものでございます。

右側、制定条例の内容でございますが、条例名は常陸太田市里美風力発電設備解体基金の設置、管理及び処分に関する条例でございます。第1条の基金の設置目的は、当該設備解体の財源の確保でございます。第2条の積立ては、積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める額とするものでございます。第3条の管理は、基金の現金は確実かつ有利な方法により保管するものでございます。第4条の運用益金の処理は、基金運用による収益は一般会計予算に計上し、基金に編入するものでございます。第5条の繰替運用は、財政上必要があるときは基金の現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるとするものでございます。第6条の処分は、この基金は第1条に定める目的に限り処分することができるとするものでございます。第7条の委任は、この基金の管理に関し必要な事項は市長が別に定めるものでございます。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものとし、第2項の失効は令和5年3月31日限りその効力を失うこととするものでございます。

4ページをご覧ください。

参考でございますが、基金の整理前と整理後の基金一覧を掲載いたしました。今回の基金の整理により、現在19ある基金を15に減らし、現在高は令和元年度末の173億9,252万9,000円を、今年度末見込額170億5,633万8,000円とするものでございます。各基金を本市の将来のために有効に活用し、後年度の負担を軽減しながら積極的なまちづくりに取り組んでまいります。

議案第69号から議案第74号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。

22ページをお開き願います。22ページでございます。

議案第75号は、常陸太田市印鑑条例及び常陸太田市手数料条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、証明書等の取得に当たり市民の利便性の向上を図るため、来年2月1日からマイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスを開始することに伴い、関係条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表にてご説明いたします。

恐れ入りますが、25ページをお開き願います。

第1条関係は、印鑑条例の改正でございます。

右側、現行の第13条は市役所西側玄関に設置済みの証明書自動交付機によりマイナンバーカードを利用して印鑑登録証明書の交付ができることを規定しております。左側、改正案では、コンビニエンスストアの多機能端末機により、マイナンバーカードを利用して印鑑登録証明書の交付ができるよう改正するものでございます。

改正の背景でございますが、当市におきましてはマイナンバーカードの発行の促進を進めておりますが、カードの利用促進策の一つとして証明書コンビニ交付サービスを導入し、全国のコンビニエンスストア等において証明書の交付を可能とし、利便性の大幅な向上を見込むものでございます。なお、コンビニサービスの導入により、利用者が市役所に来庁することなく、より近くのコンビニで証明書の交付を受けられるようになることから、市役所西側玄関に設置済みの証明書自動交付機につきましては利用停止といたします。

26ページをお開き願います。

第2条関係は、手数料条例の改正でございます。

右側、現行の別表第1中、中段の8項は、住民票の写しの交付に係る手数料を同一世帯1件につき4人までごとに300円と規定しておりますが、左側改正案では、これに多機能端末による交付の規定を加え、コンビニ交付では、世帯の員数によらず1件300円とするものでございます。

改正の背景でございますが、証明書コンビニ交付サービス利用の際の手数料を一律とすること

により、利用者が分かりやすく、利用の促進が期待されるものでございます。

恐れ入りますが、23ページにお戻り願います。

下段の附則でございますが、本条例は来年2月1日から施行するものでございます。

第2項は、個人番号カードの利用に関する条例を廃止いたします。この条例はマイナンバーカードを利用して証明書自動交付機により証明書の交付ができるものと規定しておりましたが、証明書自動交付機の利用停止に伴い廃止といたします。

24ページをお開き願います。

第3項の経過措置でございますが、証明書自動交付機による証明書の交付につきましては、コンビニ交付開始後も、来年3月31日までの間使用できるものとするものでございます。

議案第75号は、以上でございます。

続きまして、27ページをお開き願います。

議案第76号は、常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年9月4日に公布され、国民健康保険税に係る改正が来年1月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、改正内容を簡潔にまとめた資料を作成しましたので、本日お手元に配付したA4縦長の資料、令和2年第7回市議会定例会議案第76号資料、常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正についてによりご説明いたします。

1は改正の背景でございます。

平成30年度の税制改正により、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が10万円引き下げられ、一方で、基礎控除は10万円引き上げられたところでございます。

図をご覧ください。

市民税の場合でございますが、給与収入といわゆる給与所得者や公的年金等受給者は、収入から所得を算出する給与所得等控除が10万円引き下げられ、市民税を算出する際の基礎控除へと振り替えられるものでございます。市民税の税額には差引きで増減はございませんが、給与所得等控除から下に向けた矢印でございますが、国民健康保険税につきましては給与所得等控除後の額により軽減判定をしているところでございます。これらの改正により、収入額が①給与所得者で55万円、②公的年金等受給者で65歳未満は60万円、③65歳以上は110万円を超えるもの、以下給与所得者等と言いますが、1人につき所得が10万円増えますことから、軽減措置に該当しにくくなる恐れがあり、国民健康保険税の負担に不利益が生じないようにするため、本条例の一部改正を行うものでございます。

2は、改正の内容でございます。

(1) 第23条第1号から第3号関係でございますが、表をご覧ください。

現行の第1号、7割軽減基準額につきましては、軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額が33万円だったものが、下の改正後では10万円引き上げられ43万円となり、給与所得者等が2人以上いる世帯では、2人目以降にも1人10万円ずつ加えるものでござい

す。

以降、第2号及び第3号も同様でございます。

続きまして、(2)附則第2項関係でございますが、第23条の軽減判定所得基準の見直しに伴う条文の整理でございますので、説明は割愛させていただきます。

附則でございますが、本条例は来年1月1日から施行いたします。

2の経過措置でございますが、改正後の規定は来年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、本年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

議案第76号は、以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。

33ページをお開き願います。

議案第77号は、常陸太田市里美カントリー牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、常陸太田市里美カントリー牧場における施設の新設及びその一部を廃止することに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

恐れ入りますが、36ページをお開き願います。

右側の現行の欄をご覧ください。

第4条は、カントリー牧場の各施設の種別、名称を表記しております。まず、撤去した施設でございますが、名称の欄の上から6段目のローラー滑り台及び名称の欄の下から3段目のあずまやは平成21年に、同欄のピラミッドベンチは老朽化に伴い今年度、名称の欄の上から7段目のフィールドアスレチックは平成13年にそれぞれ撤去しております。また、名称の欄の下から6段目のラベンダー園、1段下のカントリー牧道及び一段下の緑地広場は現在現況が確認できない施設となっておりますことから、左側改正案のとおり見直しを行い本条例より削除するものでございます。

左側、改正案をご覧ください。

名称の欄、中ほどのオートキャンプ場でございますが、キャンプ需要の増大に対応するため新たに4区画を設置するものでございます。なお、利用状況によりましては増設も検討してまいります。

37ページをお開き願います。

別表第2は、利用料金の規定でございます。左側の改正案、中段のオートキャンプ場利用料金でございますが、1の宿泊する場合は1区画3,500円で、利用時間は午後2時から翌日午前10時まで。2の日帰りする場合は1区画1,750円で、利用時間は午前10時から午後4時までといたしました。

恐れ入りますが、35ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は、来年4月1日から施行いたします。

なお、参考といたしまして、別途資料、常陸太田市里美カントリー牧場オートキャンプ場整備

概要及び常陸太田市里美カントリー牧場施設配置図を配付しておりますので、後ほどご覧おき願います。

議案第77号は、以上でございます。

続きまして、38ページをお開き願います。

議案第78号から44ページの議案第84号までの7議案につきましては、指定管理者の指定でございます。

提案理由でございますが、「地方自治法」第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定するため、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、お配りいたしました別紙資料により一括してご説明いたします。

お手元のA3横長の資料、令和2年第7回市議会定例会議案第78号から第84号資料、公の施設に係る指定管理者の指定についてをご覧願います。

1は事業者募集の状況でございます。

表中施設名に記載のとおり、子育て支援施設及び山吹運動公園親水広場から市農畜産物等加工施設までの公の施設10か所につきまして、7社の指定を行うものでございます。

議案第78号の子育て支援施設及び山吹運動公園親水広場、議案第80号の市総合福祉会館、議案第82号の市金砂ふるさと体験交流施設、議案第83号の市西金砂そばの郷、西金砂湯けむりの郷、物産センターこめ工房につきましては、9月25日から10月23日まで公募を行いました。

なお、議案83号の3施設につきましては、同期間内に応募がありませんでしたので、改めまして10月30日から11月13日までの募集期間を設け、再公募を行いました。

その結果、応募団体につきましては、各施設とも現在の指定管理者1団体から応募がございました。

議案第79号の市高齢者生産活動センター、議案第81号の市営里美斎場及び議案第84号の市農畜産物等加工施設につきましては、常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項第2号に基づき、地域の団体の特性を生かすことでより事業効果が期待できるものと認められることから、指定管理予定者を非公募といたしました。

指定管理予定者の選定につきましては、表右側の欄にございますように、11月5日及び16日に指定管理者選定委員会を開催し、審査基準でございますご覧の5項目の基準により審議、選定したところでございます。

2は指定管理予定者の概要でございます。

まず議案78号の施設、子育て支援施設及び山吹運動公園親水広場は、応募のありました特定非営利活動法人結を指定管理者と指定するものでございます。指定期間につきましては、施設の維持管理とソフト事業を一体的に実施する施設のため、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年としております。

議案第79号の施設、市高齢者生産活動センターは、非公募により公益社団法人常陸太田市シルバー人材センターを指定管理者と指定するものでございます。指定期間につきましては、維持

管理が主たる業務のため3年間の指定とする施設ではございますが、当該施設は昭和55年の建設であり、耐震基準を満たしていないなどの理由により、市公共施設等再配置計画において施設の機能移転について検討しておりますことから、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間としてございます。

議案第80号の施設、市総合福祉会館は、応募のありました株式会社暁恒産を指定管理者と指定するものでございます。指定期間につきましては、施設の維持管理とソフト事業を一体的に実施する施設のため、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としてございます。

議案第81号の施設、市営里美斎場及び議案第84号の施設、市農畜産物等加工施設は、非公募により一般財団法人里美ふるさと振興公社を指定管理者と指定するものでございます。指定期間につきましては、維持管理が主たる業務の里美斎場と、製造事業と施設の維持管理を一体的に行う施設である農畜産物等加工施設は、それぞれ3年間の指定とするところではございますが、同社は現在、平成29年に策定した経営健全化計画に基づき事業を実施しているため、経営状況注視の観点から、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間としてございます。

議案第82号の施設、市金砂ふるさと体験交流施設は、応募のありました特定非営利活動法人 ボディプロダクツ **B o d y P r o d u c t s** を指定管理者として指定するものでございます。指定期間につきましては、体験交流型の宿泊事業施設の維持管理を一体的に行う施設であることから、3年間の指定とする施設ではございますが、運営の初年度から新型コロナウイルス感染症の影響を受けておりますことから、引き続き運営状況等を注視する必要があるため、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間としてございます。

議案第83号の施設、市西金砂そばの郷、西金砂湯けむりの郷、物産センターこめ工房は、応募のありました常陸農業協同組合を指定管理者と指定するものでございます。指定期間につきましては、施設の維持管理とソフト事業を一体的に実施する施設のため5年間とする施設ではございますが、これまで指定管理料を充当せずに運営してきたものの、悪化している収支状況を考慮し、令和3年度より指定管理料を充当する方針であるため、経営状況を見守るため令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間としてございます。

参考といたしまして、各指定管理予定者の主な実績及び財政状況について記載してございますので、後ほどご覧おきます。

議案第78号から議案第84号は、以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。

45ページをお開き願います。45ページでございます。

議案第85号から56ページの議案第87号までの3議案につきましては、常陸太田市道路線に係る廃止、変更、認定についてでございます。

「道路法」第10条第3項及び「道路法」第8条第2項の規定に基づき、それぞれ議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由でございますが、県が整備をしておりました県北東部地区広域農道の本市への移管に伴い現況市道の整理を行うため、廃止、変更、認定を行うものでございます。

それぞれの議案の内容につきましては、本日お手元にお配りいたしました資料、令和2年第7回市議会定例会議案第85号、86号、87号、資料1、市道0126号線に係る路線廃止・変更・認定図にてご説明いたします。横長の地図でございます。

広域農道につきましては、これまで供用開始区間ごとに県から移管され、その都度市道の認定をしておりましたが、このたびの全線開通に伴い1路線の市道として認定するため、廃止・変更・認定をするものでございます。起点は図面左側常陸大宮市との境の大金トンネルで、山田川、源氏川、里川を越え、終点が図面右側の日立市との境である町屋町までの延長17キロの市道とするものでございます。

まず、議案85号の市道路線の廃止でございますが、廃止する路線は水色で表示した区間でございます。

図面左側から、起点が上利員町、終点が中利員町の市道金2B1253号線。

次に、棚谷町地内を起点、終点とする市道水8-2703号線。

右側に移りまして、上大門町地内を起点、終点とする市道6250号線。

次に、起点が町屋町、終点が西河内下町地内の市道6348号線。

最後に一番右側、町屋町地内を起点及び終点とする市道7072号線の5路線で、いずれも今回の認定に伴い重複路線となるため廃止するものでございます。

次に、議案第86号の市道路線の変更につきましては、図面の中央にございます灰色の路線をご覧願います。

今回廃止する5路線につきましては、開通ごとにその他の市道として認定をしておりましたが、このたびの全線開通により、大宮市、太田市、日立市と市町村間を連絡する一級市道として1路線に変更するため、県道と市道を連絡していた一級市道の市道0126号線を変更し、起点を変更前の松平町から、図面左端の常陸大宮市までの境までに、終点を変更前の上大門町から図面右端の日立市との境までに変更し、この路線全体を市道0126号線とするものでございます。

次に、議案第87号の市道路線の認定でございます。

恐れ入りますが、資料2枚目をご覧願います。

A4縦長の図面、市道6401、6402号線路線認定図でございます。

図面の赤色の表示が、今回開通した市道0126号線でございます。

広域農道を整備するに当たり、黒で示した市道0236号線からの工事用道路として県が再整備した2路線を、今回移管を受けたことに伴い新たに市道認定するものでございます。

いずれも西河内下町地内を起点、終点としており、路線名を図面右上を市道6401号線に、図面左下を市道6402号線として認定するものでございます。

廃止、変更、認定路線につきましては、それぞれ議案書に位置図・廃止図・変更図・認定図を添付しておりますので、後ほどご覧おき願います。

提出議案に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

日程第4 議案第88号ないし議案第93号

○川又照雄議長 次、日程第4、議案第88号令和2年度常陸太田市一般会計補正予算（第5号）について、議案第89号令和2年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第90号令和2年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第91号令和2年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第92号令和2年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第93号令和2年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第2号）について、以上6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、別冊横長の令和2年第7回常陸太田市議会定例会補正予算書をご覧願います。補正予算関係議案のうち、第88号から第91号までの4件でございます。

1枚おめくり願います。

議案第88号は、令和2年度常陸太田市一般会計補正予算（第5号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,454万1,000円を追加し、総額を326億5,919万5,000円とするものでございます。第2条で債務負担行為を、第3条で地方債の補正を行っております。主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、10ページをお開き願います。

1段目の14款2項2目衛生手数料の補正につきましては、清掃センターにおける持込みごみの量が当初見込みよりも増えたことに伴い、759万8,000円を追加するものでございます。

2段目の15款1項1目民生費国庫負担金及び4段目の16款1項1目民生費県負担金のうち、1節社会福祉費負担金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたしません障害者自立支援給付費の財源といたしまして、合わせまして3,069万3,000円を追加するものでございます。

恐れ入りますが、3段目にお戻り願います。

15款2項1目総務費国庫補助金のうち、右側説明の欄1行目、地方創生推進交付金及び少し下がりまして5段目の16款2項5目商工費県補助金の補正につきましては、歳出予算におけるインバウンド推進事業費の減額に伴い、合わせまして794万1,000円を減額するものでございます。

恐れ入りますが、3段目にお戻り願います。

15款2項1目総務費国庫補助金のうち、右側説明の欄2行目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の補正につきましては、今回の補正の財源として1億4,546万5,000円を追加するものでございます。

同款同項7目災害復旧費国庫補助金の補正につきましては、歳出予算で補正をいたしません新落合橋の災害復旧事業の財源として1,107万3,000円を追加するものでございます。

4段目の16款1項1目民生費県負担金のうち、3節後期高齢者医療事業費負担金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします特別会計繰出金の減額による補正でございます。

11ページをご覧ください。中段の19款2項1目財政調整基金繰入金の補正につきましては、事業費の確定などにより1,484万円を減額するものでございます。

同款同項8目学校教育施設整備基金繰入金及び同項9目肉用牛特別導入事業基金繰入金の補正につきましては、基金を廃止し基金残高を一般会計へ繰り入れることに伴い、合わせまして2,644万9,000円を追加するものでございます。

下段の21款4項3目雑入のうち、右側説明の欄2行目、後期高齢者健康診査受託料の補正につきましては、歳出予算の減額による補正でございます。

同じく右側説明の欄3行目、後期高齢者医療療養給付費精算金の補正につきましては、前年度負担金の確定により5,623万4,000円を追加するものでございます。

同じく右側説明の欄最下段、株式会社いばらき森林サービス出資金精算金の補正につきましては、本年3月に同社が解散したことに伴い、本市の出資金返還金として1,630万3,000円を追加するものでございます。

12ページをお開き願います。

22款1項3目消防債の補正につきましては、歳出予算で補正をいたします防災行政無線同報系デジタル化事業費の減額に伴い、1億790万円を減額するものでございます。

同項4目災害復旧債の補正につきましては、歳出予算で補正をいたします新落合橋の災害復旧事業の財源として、540万円を追加するものでございます。

同項5目過疎対策事業債の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりイベント等が中止となったことに伴い、250万円を減額するものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして歳出でございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る補正につきましては、後ほど別紙資料により一括して説明させていただき、一般の補正につきまして補正予算書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、14ページをお開き願います。

上段は、款項の記載はございませんが、2款1項総務管理費でございます。

15目諸費のうち、22節償還金利子及び割引料の右側、説明の欄1行目、国庫支出金精算返還金の補正につきましては、令和元年度の生活保護費に係る保護世帯数、保護者数、医療扶助費が見込みよりも少なかったため、国庫負担金の精算返還金として8,763万2,000円を追加するものでございます。

同じく24節、積立金の補正につきましては、里美風力発電設備解体費用の財源として2,200万円を追加するものでございます。これは議案第74号で提案しております里美風力発電設備解体基金への今年度の積立金でございます。

最下段の3款1項1目社会福祉総務費のうち、27節繰出金の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため集団健診が中止となり、特定健康診査等事業費が減額と

なったことに伴い、特別会計繰出金2,203万2,000円を減額するものでございます。

同款同項4目障害者福祉費のうち19節扶助費の補正につきましては、障害者が自立して生活をするための身体機能向上訓練や就労移行支援など、自立支援給付費における各種サービスの利用件数が増加傾向にあることにより4,092万5,000円を追加するものでございます。

同款同項5目老人医療給付費の1、次のページの27節繰出金の補正につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合に納付する基盤安定納付金の確定に伴い、特別会計繰出金712万5,000円を減額するものでございます。

同款同項7目介護保険費の補正につきましては、介護認定審査に係る調査費の減額に伴い、特別会計繰出金を391万円減額するものでございます。

16ページをお開き願います。

上段は款項の記載はございませんが、4款2項清掃費でございます。

2目塵芥処理費のうち12節委託料の補正につきましては、清掃センターに持ち込まれる廃棄物の量が当初見込みよりも増えたことに伴い、残灰等運搬埋立処分及び廃棄物再資源化の費用として、合わせまして1,156万1,000円を追加するものでございます。

3段目の5款2項2目林業振興費の補正につきましては、株式会社いばらき森林サービス解散に伴う本市の出資金返還金を森林環境譲与税基金へ積み立てるため、積立金として1,630万4,000円を追加するものでございます。なお、補正額の財源内訳一般財源の1,000円につきましては、歳入額と歳出額の端数調整によるものでございます。

17ページをご覧ください。

下段の8款1項5目災害対策費のうち12節委託料、右側説明の欄1行目、防災行政無線設計業務委託料及び14節工事請負費の補正につきましては、本年度から令和7年度までの計画で実施する防災行政無線デジタル化整備事業に係る総事業費を安価に抑えるため、一般競争入札からプロポーザル方式に変更することに伴い、本年度の工事内容を見直したことにより、合わせまして1億640万3,000円を減額するものでございます。

18ページをお開き願います。

下段の9款5項3目文化振興費のうち12節委託料の補正につきましては、埋蔵文化財調査業務の確定に伴い、入札差分の2,041万3,000円を減額するものでございます。

恐れ入りますが、20ページをお開き願います。

中段の10款2項1目道路橋りょう災害復旧費の補正につきましては、工事費の増額に伴い、工事請負費3,000万円を追加するものでございます。

一般分の補正につきましては、以上でございます。

恐れ入りますが、別途資料をご覧ください。

A3縦長の資料、令和2年第7回市議会定例会議案第88号資料、一般会計第5回補正予算における新型コロナウイルス感染症対策事業概要でございます。

事業は大きく9つの区分で実施してまいります。財源は全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

1は公共施設における感染拡大防止対策の強化でございます。ご覧の3事業を追加いたします。

1は、市議会のICT化推進でございます。

予算措置は、1款1項1目議会費に10節需用費から17節備品購入費まで、合わせまして147万3,000円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、コロナ禍においても円滑に市議会を運営できるよう、分散会議やオンライン会議に対応するインターネット環境を議場等に整備するものでございます。

整備内容は、インターネット環境を整備するとともに、パソコン、プロジェクター、ワイヤレスアンプを購入するものでございます。

2は、市教育支援センターオンラインカウンセリング環境整備でございます。予算措置は、9款1項3目教育指導費に10節需用費及び17節備品購入費、合わせまして18万1,000円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、不登校の児童生徒やその保護者がオンラインでカウンセリングができる環境を整備するものでございます。

整備内容は、パソコン、モニター、ウェブカメラ等を購入するものでございます。

3は、市社会教育施設における感染拡大防止対策でございます。予算措置は9款5項8目社会教育施設費に、17節備品購入費70万5,000円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、社会教育施設における各種イベントにおいて、3密を防止するための人数制限を実施する際に、制限を受けた方が別室でイベント等の映像を視聴できるよう、高画質プロジェクター等の移動型中継機器を整備するものでございます。

整備内容は、プロジェクター、ビデオカメラ等を購入するものでございます。

以上、公共施設における感染拡大防止対策の強化として、合計235万9,000円を計上いたしました。

2は、脱炭素社会への移行でございます。

1はEVスタンド設置で、予算措置はご覧の科目に14節工事請負費及び18節負担金補助及び交付金、合わせまして1億463万9,000円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、災害時や危機に強い強靱な脱炭素社会を実現するため、公共施設等の敷地内にEVスタンドを設置することにより、分散型のエネルギーシステムを構築するものでございます。

設置場所及び基数は、本庁舎に2基、水府支所、竜神大吊橋、生涯学習センター、交流センターふじにそれぞれ1基ずつの合計6基を設置するものでございます。

3は地域公共交通の確保でございます。

1は路線バス等支援で、予算措置は2款1項14目、交通対策費に18節負担金補助及び交付金534万6,000円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少となった市内路線バス、高速バス事業者を対象に支援金を支給するものでございます。

支給対象者は本年1月から12月までの間に売上げが前年同月比で50%以上の減少となった

月のある市内路線バス、高速バス事業者で、支給額は、路線バス事業者は1系統当たりの平均減収額4万円の47系統分で180万円。高速バス事業者は、1往復にかかる運行経費の3分の1、これは約1万8,000円でございますが、これを1日1便に減便となった日数197日分で354万6,000円でございます。事業開始は1月中を見込んでおります。

4は、ワーケーションの推進でございます。

予算措置は、2款1項15目諸費に、12節委託料220万円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、外部専門家を活用しワーケーションについての研修会を実施する他、都内の企業や個人事業主を対象としたお試しワーケーションツアーを実施し、将来的な本市への移住へつなげるものでございます。

実施施設は、かなさ笑楽校。業務委託予定先は、内閣府の地域未来構想20オープンラボを活用するものいたします。委託期間は契約締結日から3か月間を予定しております。

5は指定管理者運営支援でございます。予算措置はご覧の科目に18節負担金補助及び交付金合わせまして733万7,000円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている公共施設の指定管理者に対し、支援金等を支給し運営を支援するものでございます。

1の支援金でございますが、支給対象者は、収入が前年度上半期と比較して減少し、かつ令和2年度上半期の収支が赤字となった施設のご覧の①から⑥までの指定管理者6社で、支援額は収入減少率に応じ25万円から100万円とし、支援金よりも令和2年度上半期の赤字額の少ない場合はその額とするものでございます。

2の補助金は、支給対象者は感染防止対策経費を要した施設のご覧の①から⑩までの指定管理者10社で、補助額は消耗品等の実額で1施設当たり上限10万円でございます。

資料の裏面をご覧ください。

6は医療機関への支援でございます。

予算措置は4款1項1目保健衛生総務費18節負担金補助及び交付金1,950万円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、発熱患者の診療や検査を行う診療検査医療機関として茨城県から指定をされた市内医療機関や、PCR検査を実施する市医師会及び継続的な医療提供を行っている市内歯科医療機関に対し、支援金を支給するものでございます。

支援金の内容でございますが、支給対象者は市内18の医療機関、医師会及び市内20の歯科医療機関でございます。

支給額は、茨城県が支給する診療・検査医療機関体制確保応援協力金100万円の2分の1、一律50万円でございます。

7は新型コロナウイルス感染症に対応した災害対策資機材等の整備でございます。予算措置は8款1項5目災害対策費に10節需用費から17節備品購入費まで、合わせまして1,961万7,000円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、避難行動における要支援者等向けの避難所として改修する旧水府小

学校に備品等を整備するものでございます。また、今後は災害時に多くの避難所を開設する必要があることから、職員間の連絡及び連携を円滑にするため、連絡用無線機及び災害対応作業服を整備するものでございます。

1の旧水府小学校校舎配置備品等は、被災者が一定期間避難生活ができるよう(1)の家具等及び(2)の電化製品を配置し、2の災害対応備品は、災害時に災害対策本部と支所、避難所との連絡を円滑にするための連絡用無線機及び避難所等で災害対応に従事する職員用に災害対応作業服を整備するものでございます。

8は教育のICT化推進でございます。

1はICT支援員の派遣でございます。

予算措置は9款1項3目教育指導費12節委託料169万4,000円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、新年度からスタートするGIGAスクールに向けて、教職員がICTを活用した事業等を円滑に行えるよう、市内小中学校へ以下のとおりICT支援員を派遣するものでございます。

9は、新たな日常への対応でございます。

1は図書宅配サービスでございます。予算措置は9款5項6目図書費に10節需用費から26節公課費まで、合わせまして498万2,000円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、ウィズコロナ時代の新たな日常に対応するため、来館することが困難な方や子どもたちの感染防止対策及び読書環境の改善策として、環境に配慮した電気自動車を購入し、図書宅配サービスを導入するものでございます。申込方法はインターネット等による申込み、宅配会数は個人は週2回、団体は随時でございます。

最下段でございますが、合計11事業に1億6,767万4,000円を計上し、新型コロナウイルス感染症対策に引き続き全力で取り組んでまいります。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。

10は新型コロナウイルス感染症の影響により中止する事業でございます。ご覧の11事業を中止としたことに伴い、合わせまして4,312万1,000円を減額するものでございます。中止とした事業名の詳細につきましては、後ほどご覧おき願います。

11は事業の確定に伴い減額する予算でございます。

財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

1は新型コロナウイルス感染症対策休業要請協力金でございます。予算措置は、6款1項2目商工振興費の18節負担金補助及び交付金を1,390万円減額するものでございます。

減額する理由でございますが、第1号補正予算において追加をいたしました新型コロナウイルス感染症対策休業要請協力金が確定したことに伴うもので、予算措置は2,730万円でしたが、執行済額は1,340万円となり予算残額を減額するものでございます。

2は次亜塩素酸水製造機の整備でございます。予算措置は8款1項5目災害対策費の17節備品購入費を598万4,000円減額するものでございます。減額する予定でございますが、第2

号補正予算において追加をいたしました次亜塩素酸水製造機の整備につきましては、現在、消毒用アルコールの供給が安定したことなどから整備を取りやめることに伴う減額でございます。

3は図書館における感染拡大防止対策でございます。予算措置は9款5項6目図書館費の17節備品購入費232万5,000円を減額するものでございます。

減額する理由でございますが、第3号補正予算において追加をいたしました、ご覧の機器の入札差金でございます。

歳出は以上でございます。

恐れ入りますが、補正予算書にお戻り願います。

5ページでございます。補正予算書の5ページにお戻り願います。

第2表は債務負担行為補正でございます。

1の追加でございますが、ファイル無害化ASPライセンス使用料から最下段の金砂ふるさと体験交流施設指定管理業務までと、次の6ページの3段目、外国語指導助手派遣業務から下段の学校給食運搬業務までの14件につきましては、来年4月当初からの業務開始に当たり今年度中に契約事業を進める必要がありますことから、それぞれの限度額の範囲において債務の負担を行うものでございます。

同ページ1段目及び2段目の、防災行政無線同報系デジタル化整備に係る工事監理業務及び工事につきましては、本年度プロポーザルを実施することに伴い、来年令和3年度から令和7年度までの期間において、合わせまして20億3,966万7,000円を限度額として債務の負担を行うものでございます。

7ページをご覧ください。

第3表は地方債補正でございます。

1の変更でございますが、地方債を充当しますご覧の3事業において事業費の増減に伴い、限度額の合計を補正前の25億940万6,000円から、補正後の24億440万6,000円に減額するものでございます。

議案第88号は、以上でございます。

続きまして、議案第89号は令和2年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,380万5,000円を減額し、総額を54億8,507万円とするものでございます。主な補正内容につきましては事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。

歳入でございます。6款1項1目一般会計繰入金金の補正につきましては、今回の歳出予算の減額補正に伴いまして、2,203万2,000円を減額するものでございます。2段目の同款2項1目支払準備基金繰入金金の補正につきましては、歳入歳出の予算調整による増額でございます。下段の8款3項5目雑入の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により集団健診

が8月12日から中止となったことに伴い、340万7,000円を減額するものでございます。

歳入は以上でございます。

7ページをご覧ください。

歳出でございます。

5款2項1目特定健康診査等事業費の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により集団健診が中止となったことに伴い、診察補助員に係る費用や委託料など、合わせまして2,382万円を減額するものでございます。2段目の7款1項3目償還金につきましては、東日本大震災に係る災害臨時特例補助金の令和元年度事業実績に伴う国庫返還金でございます。

議案第89号は以上でございます。

続きまして議案第90号は、令和2年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額からそれぞれ712万5,000円を減額し、総額を8億2,763万4,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款1項2目保険基盤安定繰入金の補正につきましては、本年度の額の確定に伴う減額でございます。

歳入は以上でございます。

7ページをご覧ください。

歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の補正につきましては、低所得者等における保険料軽減分の市負担金確定に伴う減額でございます。

議案第90号は以上でございます。

続きまして議案第91号は、令和2年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ879万5,000円を追加し、総額を60億5,447万5,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

上段の3款1項国庫負担金につきましては、介護給付費の増に伴う補正でございます。

2段目の同款2項5目保険者機能推進交付金につきましては、国の内示に伴います補正でございます。

同項 6 目介護保険保険者努力支援交付金につきましては、要介護状態及び要支援状態の予防や悪化の防止への取組に対する交付金制度が本年 4 月に創設され、国からの内示額 7 6 1 万 4, 0 0 0 円を追加計上するものでございます。

同項 7 目介護保険事業費補助金につきましては、介護保険報酬改定等に伴う管理システム改修費に係る補助金を追加計上するものでございます。

3 段目、4 款支払基金交付金から最下段の 7 款 1 項 1 目介護給付費の繰入金につきましては、介護給付費の増額に伴う補正でございます。

同款 5 目その他一般会計繰入金につきましては、事務費等の歳出見込額が減額となるため最終補正を待たずに補正するものでございます。

7 ページをご覧ください。

歳出でございます。

上段の 1 款 1 項総務管理費につきましては、介護保険報酬改定等に伴う管理システム改修費を追加計上するものでございます。

2 段目の同款 3 項介護認定審査会費の補正につきましては、今般のコロナ禍の中、認定調査において介護保険施設や病院等において対象者への面接ができないケースが出てきております。このため臨時的な取扱いとして、面接を行わず要介護及び要支援認定の有効期間を 1 2 か月延長できることとし、これまでに約 3 5 %の方が認定有効期間を延長いたしました。これら認定件数の減少に伴い、認定にかかる費用 5 0 0 万 5, 0 0 0 円を減額するものでございます。3 段目の 2 款 1 項 5 目要介護 1 から 5 までの方の利用サービス、居宅介護住宅改修費及び 4 段目の同款 2 項 4 目要支援 1, 2 の方の利用サービス、介護予防住宅改修費につきましては、手すりの取付けや段差の解消など小規模な住宅改修の申請件数が増加傾向にあるため、必要となる費用を推計し、合わせまして 7 4 4 万 5, 0 0 0 円を増額するものでございます。

最下段 6 款基金積立金の補正につきましては、介護保険保険者努力支援交付金相当額を積み立てるものでございます。

議案第 9 1 号は、以上でございます。

補正予算に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 上下水道部長。

〔畠山卓也上下水道部長 登壇〕

○畠山卓也上下水道部長 提案者に代わりまして、議案第 9 2 号及び議案第 9 3 号の 2 件につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊横長の議案書、令和 2 年第 7 回常陸太田市議会定例会補正予算書の議案第 9 2 号のページをお開き願います。

議案第 9 2 号は、令和 2 年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）でございます。

1 ページをお開き願います。

第 1 条は総則でございます。

第 2 条は資本的収入及び支出の補正でございます。補填財源等につきましてはご覧のとおりで

ございまして、支出の第1款第2項の企業債償還金につきまして6万3,000円を追加するものでございます。補正内容の詳細につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、8ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出でございます。1款2項1目1節建設改良費等の財源に充てるための企業債償還金の補正でございますが、地方公共団体金融機構より借り入れました企業債の元金償還金に不足が生じたため、6万3,000円を追加するものでございます。なお、2ページから7ページに補正予算の説明書がございますので、恐れ入りますが後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第92号は以上でございます。

続きまして、議案第93号のページをお開き願います。

議案第93号は、令和2年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第2号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条は総則でございます。

第2条は収益的収入及び支出の補正でございます。支出につきまして、第1款の公共下水道事業費用から第3款農業集落排水事業費用までを合わせまして、合計4,229万5,000円を追加するものでございます。

第3条は資本的収入及び支出の補正でございます。補填財源等につきましてはご覧のとおりでございます。

支出の第1款公共下水道事業資本的支出と、第3款農業集落排水事業資本的支出を合わせまして、合計4万4,000円を追加するものでございます。補正内容の詳細につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、13ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1款2項2目1節その他支出、2款2項2目1節その他支出及び3款2項2目1節その他支出の補正につきましては、四季の丘はたそめへの公共下水道整備や、大平町地区の特定環境保全公共下水道管路整備、また、今年の台風19号により被災いたしました農業集落排水施設の災害復旧費などに対します国庫補助金等について、その額が確定してまいりましたので、それら特定収入にかかります消費税相当額合計4,229万5,000円を計上するものでございます。

14ページをご覧願います。

資本的収入及び支出の支出でございます。1款3項1目1節基金積立金及び下段の3款3項1目1節の基金積立金の補正につきましては、公共下水道事業債償還基金及び農業集落排水事業債償還基金といたしまして管理しております定期預金の預金利子につきまして、当初の見込額以上の預金利子が発生することとなりましたため、預金利子を基金へ積み立てます基金積立金につきまして、合計で4万4,000円を追加するものでございます。なお、議案書の2ページから12ページに補正予算の説明書がございますので、恐れ入りますが後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第92号及び議案第93号につきまして、私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

○川又照雄議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は12月3日定刻より本会議を開きます。

午前11時49分散会